



## 特定生産緑地に関する説明会を開催

農業委員会及び茨木市農業協同組合の共催により、特定生産緑地制度の概要並びに指定手続に関する説明会を開催します。

制度等詳しくお知りになりたい方はぜひご出席ください。

**日 時** 令和2年5月25日(月)

午後2時~4時

**場 所** 市役所南館10階大会議室



## 都市農地の貸借がしやすくなります

平成30年に都市農地の貸借の円滑化に関する法律(以下、「都市農地貸借法」という。)が施行され、生産緑地の貸借が安心して行えるようになりました。

この制度を活用すれば、農業に意欲的な個人や企業、NPO法人が生産緑地の所有者と直接、賃借権又は使用賃借による権利の設定ができます。

また、これまで相続税納税猶予を受けていたる生産緑地を貸借すれば納税猶予が打ち切られましたが、都市農地貸借法の適用を受ければ、納税猶予を受けたままで農地を貸すことができるようになりました。手続については、次のいずれかの方法があります。

### 農地を借りて自ら耕作する場合

農地の借り手が、耕作の事業に関する計画(事業計画)を作成し、市長の認定を受ける必要があります。  
【事業計画の認定の基準】

- ・生産物の一定割合を地元直売所等で販売、都市住民に農作業を体験させる等、都市農業の機能の發揮に特に資する基準に適合する方法により耕作を行うこと

て、いつでも買取申出の手続が可能となります。固定資産税や相続税に関する税制特例措置が受けられなくなります。※現在受けている納税猶予は継続されますが、次の相続では納税猶予を受けることがあります。また期限を過ぎた場合はどうなりますか。

A 5 令和2年指定分の受付は令和2年8月31日を期限とします。9月以降に受付したものは令和3年以降の指定となります。なお、平成4年に生産緑地の指定を受けた

方には、令和3年までに指定を受けたいただく必要があります。※生産緑地の指定から30年が経過すると、特定生産緑地の指定を受けられなくなりますのでご注意ください。

**Q 5 特定生産緑地指定の受付期限**

**Q 6 自分の所有している生産緑地がいつ指定されたのかわかりません。何から始めればよいですか。**

A 6 生産緑地制度の内容に関するご相談など、ご不明な点は都市政策課にお問い合わせください。申請に関する問合せ先 都市政策課 (TEL 620-11660、市役所南館5階)

**Q 1 特定生産緑地の指定は必ず受けないといけないのですか。**

A 1 指定を受けるかどうかは任意ですが、生産緑地の指定から30年が経過すると、特定生産緑地の指定を受けることがあります。ご家族や関係する方々と相談のうえご判断ください。

**Q 2 特定生産緑地の指定を受けるとどうなりますか。また、受けるメリットはありますか。**

A 2 特定生産緑地の指定を受けると、生産緑地指定から30年が経過する日から原則10年間、生産緑地

と同様、農業を続けていただく必要がある一方で、固定資産税の軽減措置や相続税の納税猶予など、農地の保有や相続におけるメリットがあります。

**Q 3 特定生産緑地の指定は何年間継続しますか。**

A 3 生産緑地の指定から30年が経過した日から10年間継続します。以降は10年ごとに更新ができます。

**Q 4 特定生産緑地の指定を受けずに指定から30年が経過するはどうなりますか。**

A 4 30年が経過した生産緑地とし

件に関する案内を4月から順次郵送

**該当者には案内及び申請書類を郵送**

指定受付の対象となる方には、本

※受付期間以降に提出された方は、令和3年以降の指定となります。

令和3年以降の指定となります。

2年4月13日~8月31日

該当者には案内及び申請書類を郵送

しますので、特定生産緑地として指定を受ける意向のある方は、同封されている申請書類に記入し、必要書類と併せて都市政策課に提出してください。

また、4月から受付に関する内容を市ホームページにも掲載しますが、不明な点などありましたら、都市政策課までご相談ください。

問合先 都市政策課 (TEL 620-11660、市役所南館5階)

## 特定生産緑地制度に関するQ&A

## 特定生産緑地の指定受付対象

生産緑地指定日	特定生産緑地指定受付	備考
平成4年	8月18日	受付期間 令和2年4月13日(月)~8月31日(月)(令和2年指定分) ・受付期間以降に提出された方は令和3年以降の特定生産緑地の指定となります。 ・生産緑地地区の指定年が平成4年のものは令和3年まで、平成5年のものは令和4年まで(※)に特定生産緑地の指定を受けていただく必要があります。
	11月30日	
平成5年	12月6日	(※)指定を受けると、指定された時点からではなく、生産緑地地区の都市計画決定後30年が経過する日から特定生産緑地に移行します。なお、生産緑地の指定から30年が経過すると特定生産緑地の指定を受けることができなくなります。
平成6年~平成8年	一	本市では、平成6年~平成8年に指定された生産緑地はありません。
平成9年~	今回対象外	指定後30年まで相当期間が残されているため、今回の受付対象外とします。 受付開始時期等が決まりましたら、市等から別途ご案内します。

※生産緑地指定日は、市から郵送する「特定生産緑地申込みのお知らせ」をご確認いただくか、市へお問合せください。